

1. 公定価格の概要・基本理念等

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

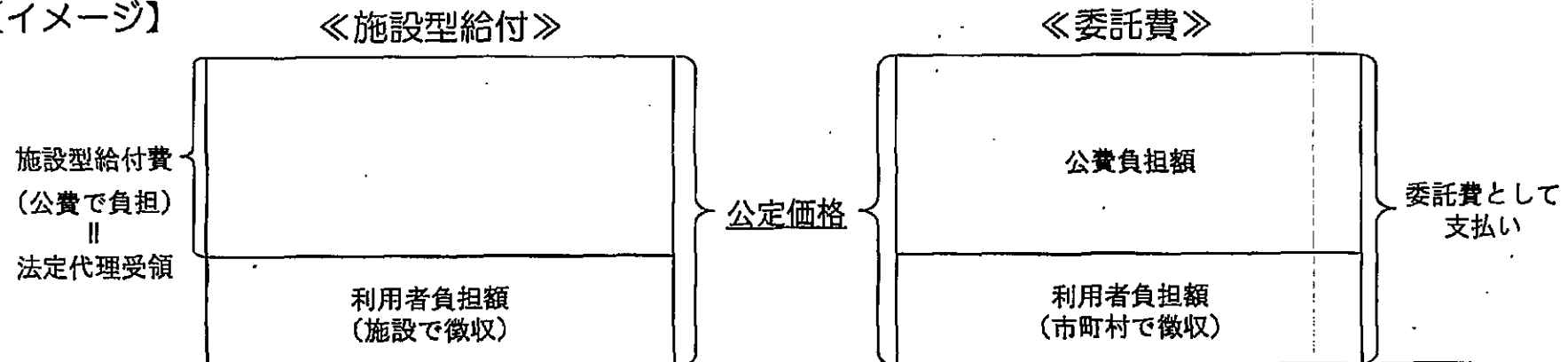
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

- 公定価格の検討に当たって念頭に置く必要のある、法律に規定されている事項等は、次ページのとおり。

【イメージ】



2. 検討スケジュール（イメージ）

○ 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

平成25年度

9月～

○子ども・子育て会議において順次議論

～年度末

○子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ

※「骨格」＝「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

平成26年度

4月～6月頃

○骨格、仮単価の提示

○概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み

※幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。

8月

○概算要求

10月頃～

○各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集

年末・年度末

○国ベースの金額の確定（政府予算案）

○子ども・子育て会議で諮問・答申

※消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における公定価格(骨格イメージ)

《公定価格(基本額)イメージ》

基本額(1人当たりの単価)

[基本構造: 人件費、事業費、管理費]

[利用定員別、地域区分別]

[認定区分別、保育必要量]

※利用定員別: 施設の規模による経費構造の違いを考慮(附帯決議)

地域区分別: 地域別の人件費等の違いを考慮(附帯決議)

認定区分別: 年齢(0~2歳、3~5歳など)、保育の必要性に係る区分を考慮(支援法)

保育必要量: 保育の必要量を考慮(支援法)

《公定価格(加算)イメージ》

加算額

[〇〇加算]

基本額(1人当たりの単価)

※加算や減算措置のあり方についてはP46参照